

明けましておめでとうございます

お元気で新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は黒井産業廃棄物不法投棄問題で下関市を産業廃棄物保管基準違反（廃掃法第12条第2項）で不法投棄となることで追いつめまることができました。市は第4回公開質問状で「コンクリートくずは産業廃棄物か」との問いに「廃棄されたら廃棄物の可能性がある」と意味不明の回答をし「残土は廃棄物ではない」と問うていない答えをしています。このことについては全市議宛に文書を資料付きで送付し8人の市議からハガキ回答があり、理解した市議が5人、調べてみたい4人、さらに知りたい2人ということでした。

新年はこの問題の専門家である熊本一規先生ⁱのご講演を市長、市議、市民にお知らせし、問題解決の必要性を共有したいと思います。黒井産業廃棄物不法投棄問題の報告・学習会を行います。

2月24日（土）午後2時～4時半 下関市民活動センター

[About - しものせき市民活動センター ふくふくサポートフラップ \(fukusapo.net\)](http://fukusapo.net)

プログラムは報告と講演です。報告は30分、講演は60分、質疑60分（休憩10分含む）を基本にします。（あらためてチラシをつくります）

※熊本一規先生は上関原発計画を阻止するための闘いでも絶大な信頼を得ています。講師を東京からお招きするためにみなさまにカンパを募りたいと思います。ご協力をどうぞよろしくお願い致します。

下関市は膳家・上田氏が警察で調べられたことを知っていた

下関市は自身も同じ不法投棄被害者でありながら、市が被害に遭った1年後に同じ手口で上田敏明氏が金山さんを騙して不法投棄をして行方をくらました頃、上田氏が下関警察署で事情聴取を受けたことを知っていました。添付の下関市議会建設委員会記録抜粋の平成22（2010）年3月16日の記録で市として膳家・上田氏を訴えることを決めたことが分かります。金山さんは膳家・上田氏との土地賃貸期限の平成21年4月16日以前から市や警察に対し

て被害の事実を訴えていました。平成22年3月には市は上田が金山さんにも被害を与えたことを知っていました。

そして平成24（2012）年5月17日に市議会建設委員会で阪田港湾局長は「その後、警察において被告訴人である上田敏明並びに関係者への事情聴取を行った結果、廃棄物等の撤去はすべて行ったとの証言があり」と述べています。つまり上田氏は行方不明でもなく警察で市港湾局用地への不法投棄の件を説明しています。下関市は金山さんが膳家・上田氏に騙されて不法投棄被害を受けていることを知りながら市の姿勢を理由に被害届も受理しませんでした。

市は金山さんの被害を知りながら不法投棄にあらず民衆解決をと、全く犯罪被害者を助けようとせず、騙した上田氏を逃がし、市も被害を受けておりながら再犯防止もしようともしませんでした。

また同市建設委員会抜粋（平成24年5月17日）で「市が行った土壌調査の結果においても、当初、懸念していた廃棄物や有害物などの埋設は確認されませんでした。また膳家が利用する前の現地の現状が明らかでないことから、搬入されたと考えられる土砂量についても明確に算出することが出来ない状況である。これらを踏まえ、警察署及び顧問弁護士と改めて刑事告訴についての対応を協議した結果、不動産侵奪罪が成立するほどの事件性はないとの判断から、本告訴を取り下げることといたします。」と市は刑事告訴を取り下げています。しかし、現地に廃棄物が無いというのは嘘です。金山さんと二人で見に行きましたがコンクリートくずや他の産業廃棄物が多数混入していました。（写真あり2014-5-8）

当時、市有地の不法投棄の産廃物撤去に6千万円以上かかるとされているにもかかわらず、市の損害は全く問題にもしていません。そして黒井の不法投棄で金山さんが被害を訴えている時にこうして告訴取下げしているのです。

市と警察にとって上田氏を逮捕すると何か大変に都合の悪いことがあるのでしょうか。そのために金山さんの被害を無視して良いわけがありません。法に基づいて行政は仕事をしなければなりません。金山さんはその土地が全く生かせなくなり生活にも大きな支障を来しました。市や警察がこの詐欺、不法投棄、不動産侵奪の犯罪者を逃がし、被害者を苦しめて良いわけがありません。

法の下での平等に反し、犯罪を告発もしないで良いわけがありません。

新年4月で被害から15年となり、金山さんも長い苦しい闘いとなりました。何とか解決に進むように2月24日（土）の講演会にぜひともご参加をお願いします。

2024年1月1日

日本とコリアを結ぶ会・下関

代表 鎌野保雄

熊本 一規（くまもと かずき）

1949年 佐賀県小城町に生まれる。1973年 東京大学工学部都市工学科卒業。1980年 東京大学工系大学院博士課程修了(工学博士)。

1987年より明治学院大学に就任し、現在明治学院大学名誉教授。

ごみ・リサイクル問題で市民サイドからの政策批判を行なうとともに、埋立・ダム・原発・都市政策で漁民・住民のサポートを続けている。

著書『ごみ行政はどこが間違っているのか？』（合同出版,1999年）,『これでわかるごみ問題Q&A』（合同出版,2000年）『日本の循環型社会づくりはどこが間違っているのか？』（合同出版,2009年）,『海はだれのものか』（日本評論社,2010年）,『脱原発の経済学』（緑風出版,2011年）,『よみがえれ！清流球磨川』（共著,緑風出版,2011年）,『漁業権とはなにか』（日本評論社、2018年）,『ごみはどこへ行くのか？』（PHP研究所,2018年）など多数。

朝鮮学校差別はヒューマンライツ保障の国際法違反

現在、国際各人権条約は20あるそうで、「日本は8つの人権条約（自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、子どもの権利条約、障がい者権利条約、強制失踪条約）を批准していますが、これらに附帯されている個人通報制度を導入していません。国際人権条約は批准しているのに個人通報制度を持たないことにより、その権利を実現する手段がないことになっています。」（『国際水準の人権保障システムを日本に』（日弁連編 明石書店）

個人通報制度を日本に導入させよう！！

個人通報制度があれば国内の裁判で敗訴しても国際人権委員会に訴えれば自由権規約第26条（差別禁止）違反、人種差別撤廃条約第2条（差別撤廃義務）、第4条（人種差別の助長、扇動禁止）、子

どもの権利条約第28条（教育を受ける権利）から必ず是正勧告が出ます。その勧告には理由書が付き、この理由書付き勧告は判決並みの効力があります。（戸塚悦朗教授より）その個人通報制度がないために、国際NGOや他国からの報告による勧告となった場合は、理由書は付かず、日本政府は遵守しようとしません。

OECD38か国で唯一日本はこの個人通報制度を持っていません。韓国は個人通報制度があり、このような差別はありませんし、定住外国人の地方参政権もあるし、国家から独立した国内人権機関もあります。人権保障システムは日本よりも韓国の方が進んでいます。

行政による朝鮮学校差別は国際ヒューマンライツ法を武器に闘えば勝てるのです。

日弁連は

「そのために当連合会は、日本が個人通報制度を導入し、人権の促進及び擁護のための国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則（パリ原則）にのっとった国内人権機関を設置して、もって国際水準の人権保障システムを完備するよう求めるとともに、当連合会もその実現のため引き続き全力を尽くす決意である。

そして、日本の裁判実務において国際人権条約をはじめとする国際人権法が、実効性を有するものとなるためには、訴訟活動に従事する弁護士自身が裁判の中で国際人権法に基づいて訴訟活動を行うことが必要である。

したがって我々弁護士自らも国際人権法の研鑽に努めるとともに、当連合会は、今後国際人権法の研修などの組織的な取組みを充実させていくことを、決意するものである。

以上のとおり決議する。

2019年10月4日

日本弁護士連合会」

自分自身から改革を

私たちがこの国、社会では少数に見えますが実はヒューマンライツを保障する国際法から見れば日本が例外の国であり、私たちが世界に通用する考えなのです。この日本の政治がおかしいために、その多数派はおかしい政治を支えています。ヒューマンライツを保障する国際法を日本に根付かせようと努めることこそが未来からのミッションともいえるのではないのでしょうか。明治維新以来、侵略戦争を繰り返し東アジアの民衆にはかり知れない加害行為を行った日本を先導した長州・山口県は戦後、岸、佐藤、安倍首相を出していますが、朝鮮学校にみられる排外差別主義は戦前と変わりません。私たち自身から変えていきましょう。

2月11日 建国記念の日下関市民大会に 講師 衆議院議員 杉田水脈氏とのこと。差別主義者として有名な人をよく講師で迎えられると呆れています。戦前を美化するつもりでしょう。平和と人権が脅かされます。